

1. 建設リサイクル法について



大阪府都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課
令和8年9月

目次

1. 建設リサイクル法について

- (1) 建設リサイクル法の必要性
- (2) 建設リサイクル法の概要
- (3) 手続きの流れ
- (4) 分別解体等工事の留意点
- (5) 罰則

2. お知らせ及び留意点

- (1) 大阪府における届出等の電子申請について
- (2) 届出記載上の留意点

（１）建設リサイクル法の必要性

建設リサイクル法施行前

ミンチ解体

建築物を分別解体せずに一気に壊してしまう「ミンチ解体」では、大量の混合廃棄物が発生します。



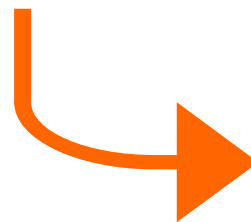
混合廃棄物

再資源化できるものとできないものをいったん混ぜてしまうと、再分別には大変手間がかかり、再資源化が難しくなってしまいます。



最終処分

そのまま最終処分場へ運ばれるか、コストが大きい最終処分を避けて不法投棄になることもあります。

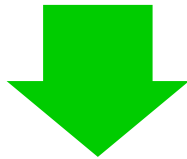


不法投棄

建設リサイクル法施行後

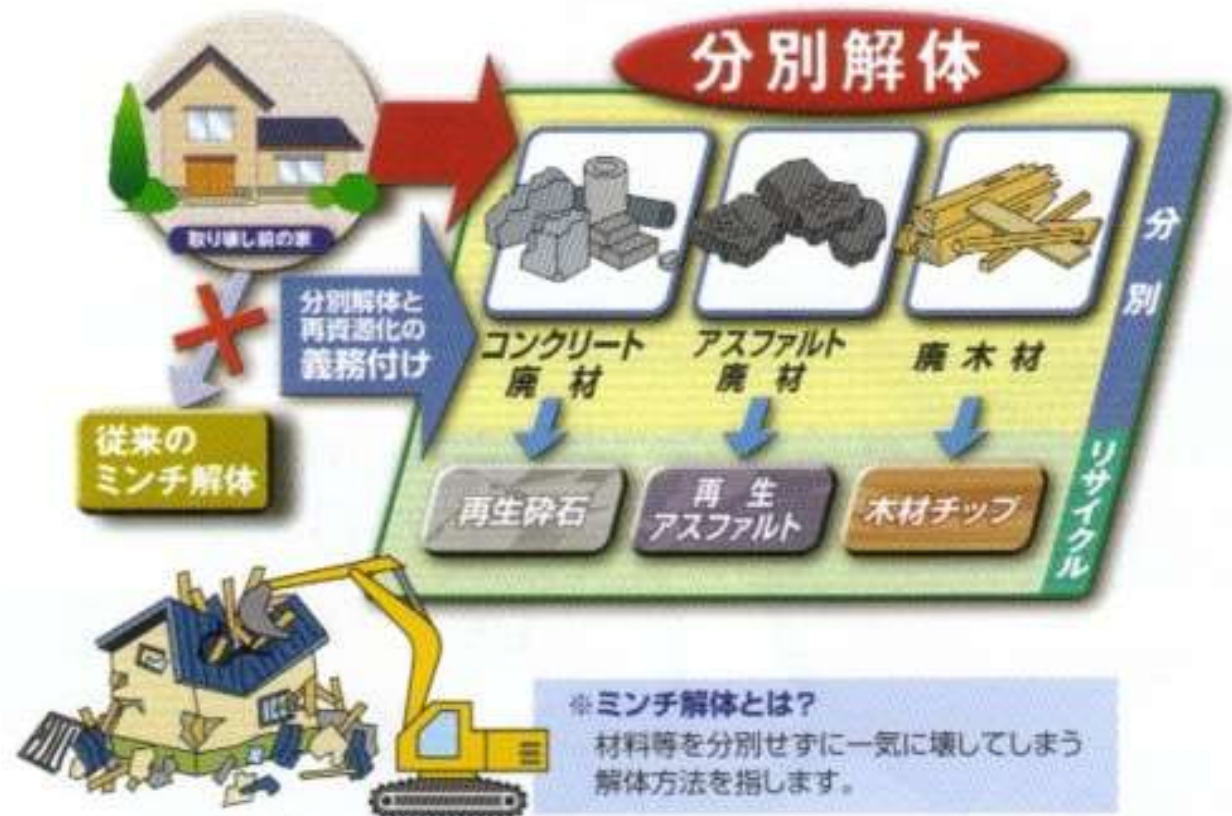
分別解体

分別しながら解体することで、
再資源化がしやすくなります。



再資源化

原材料として利用不可能な
廃棄物を除き、
再生可能なものは再資源化します。



廃棄物が大幅減少！



建設リサイクル法施行後

分別解体

分別しながら解体することで、
再資源化がしやすくなります。



再資源化

原材料として利用不可能な廃棄物
を除き、
再生可能なものは再資源化します。



再利用

再資源化された建設副産物は再利用
されます。こうして資源を循環させてい
くことができます。

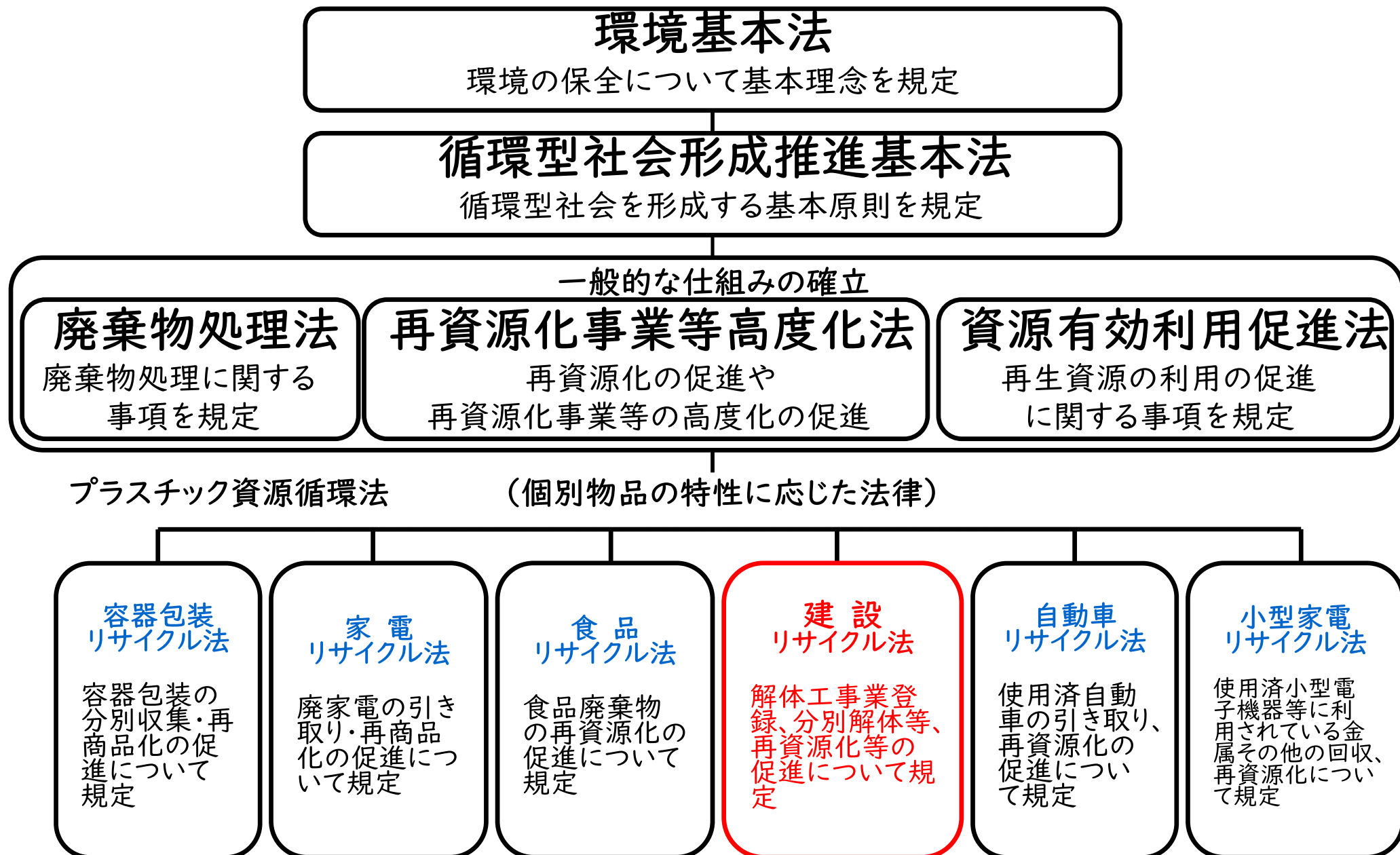


コンクリート骨材
(再生コンクリート骨材、ゼネコンHPより)



建設発生木材を特殊加工したものをういて、住宅用構造
材等に利用することのできる木質建材を製造する技術。
(メーカー資料より引用、写真は一例)

建設リサイクル法に関連する法律の体系

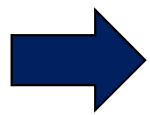


（２）建設リサイクル法の概要

特定建設資材

(施行令第1条)

- ◆再資源化が、資源の有効利用及び廃棄物の減量に大きく寄与するものであること
- ◆再資源化技術が確立・普及しており、再資源化の経済性の面における制約が著しくない（義務付けが過度の負担にならない）こと



- コンクリート
- コンクリート及び鉄から成る建設資材
(プレキャスト鉄筋コンクリート版など)
- 木材
- アスファルト・コンクリート

対象建設工事

(法第9条)

- 以下の条件の両方を満たす工事が、**対象建設工事**として
分別解体等・再資源化等の義務付けの対象

条件①

- ・ 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事
又は
- ・ 特定建設資材を使用する新築工事等

条件②

- ・ 建設工事の規模に関する基準以上のもの

対象建設工事の規模基準

(施行令第2条)

< 規模基準 >

建築物の解体工事	床面積 80m ² 以上
建築物の新築・増築 工事	床面積 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替 (リフォーム)	請負代金 の額 1億円 以上 (消費税を含む)
建築物以外のものに係る 解体工事又は新築工事等 (土木工事等)	請負代金の額 500万円 以上 (消費税を含む)

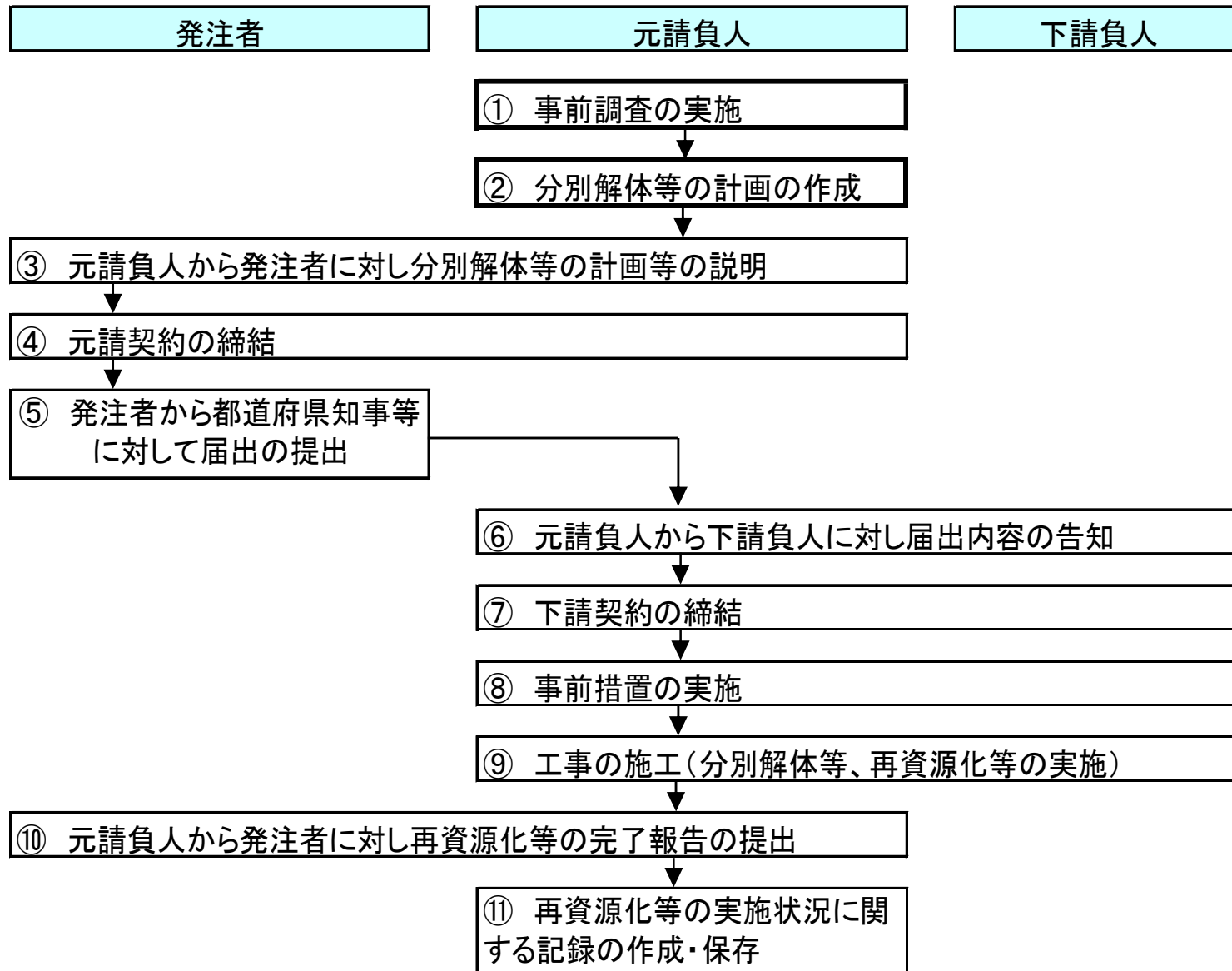
分別解体、再資源化等について

○分別解体等実施義務（法第9条）

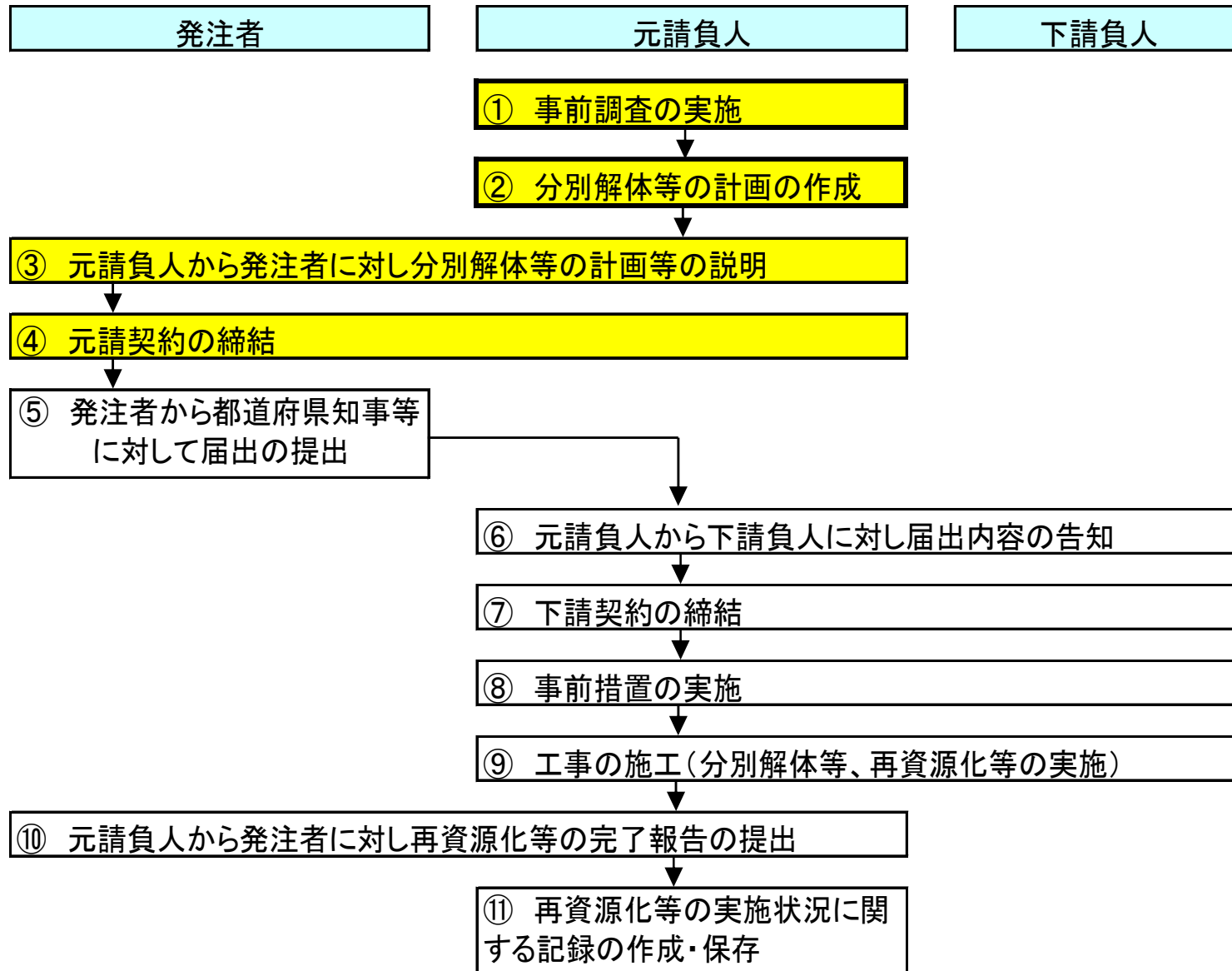
**対象建設工事受注者（下請負人を含む）
に義務付け**

(3) 手続きの流れ

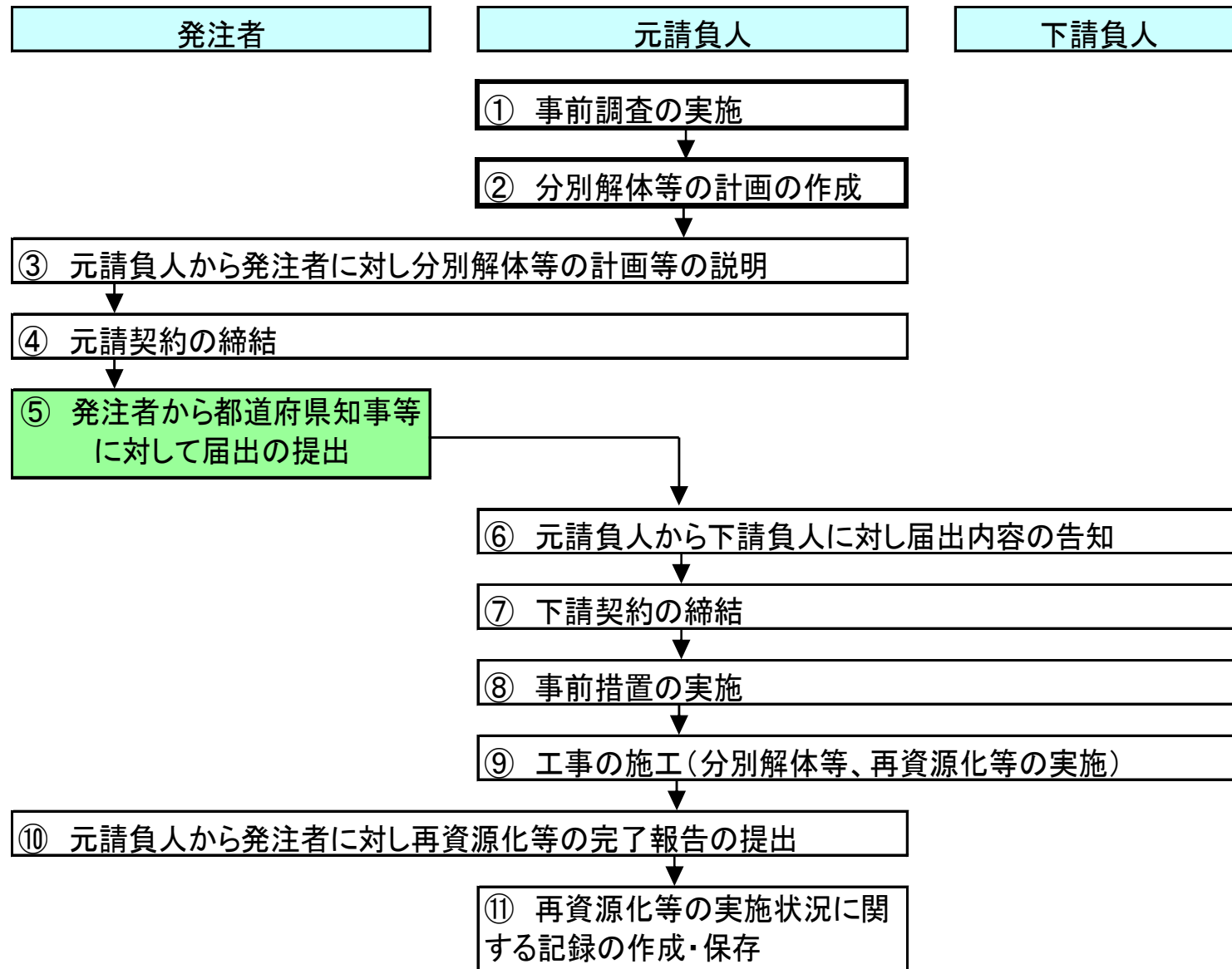
手続きの流れ



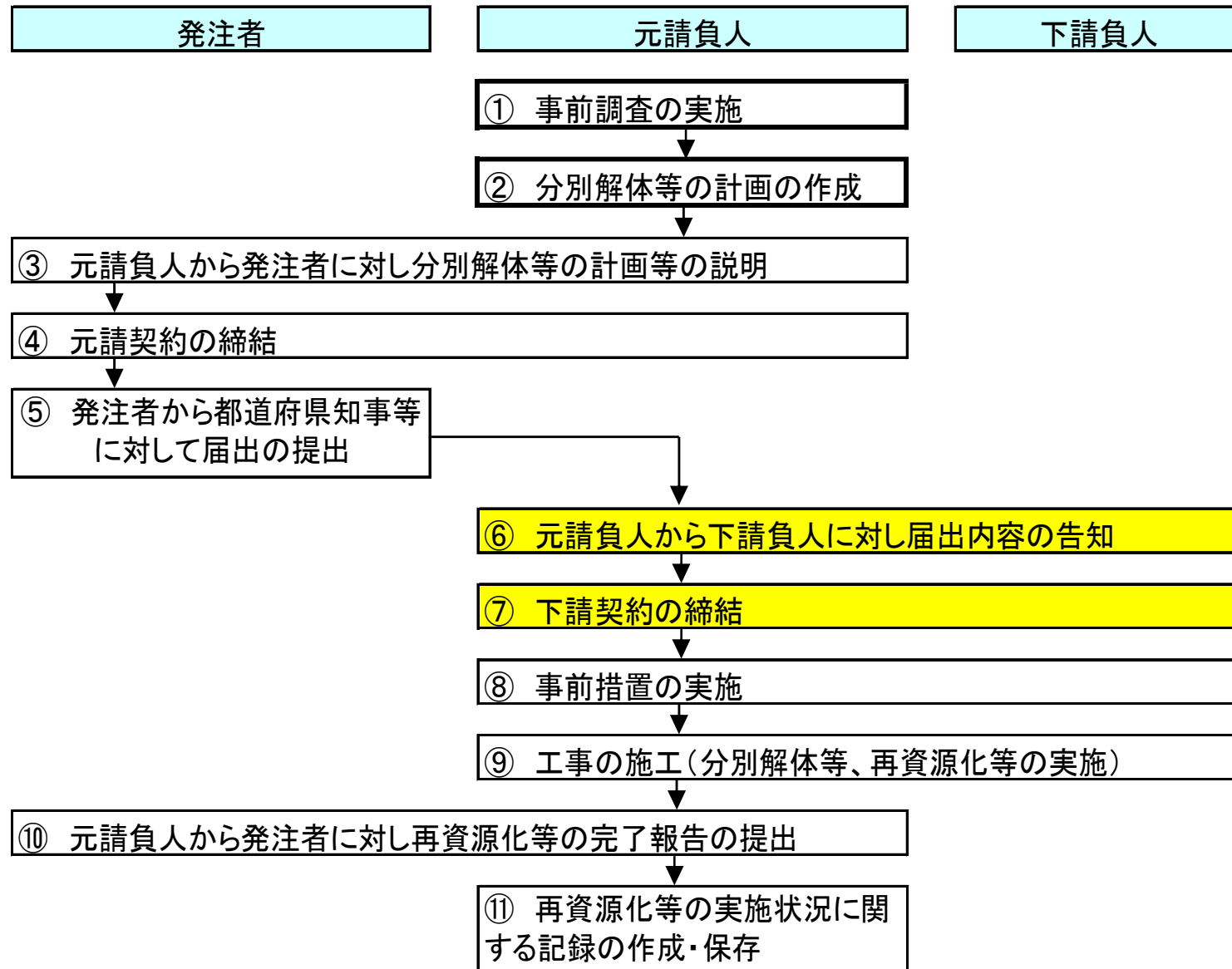
手続きの流れ



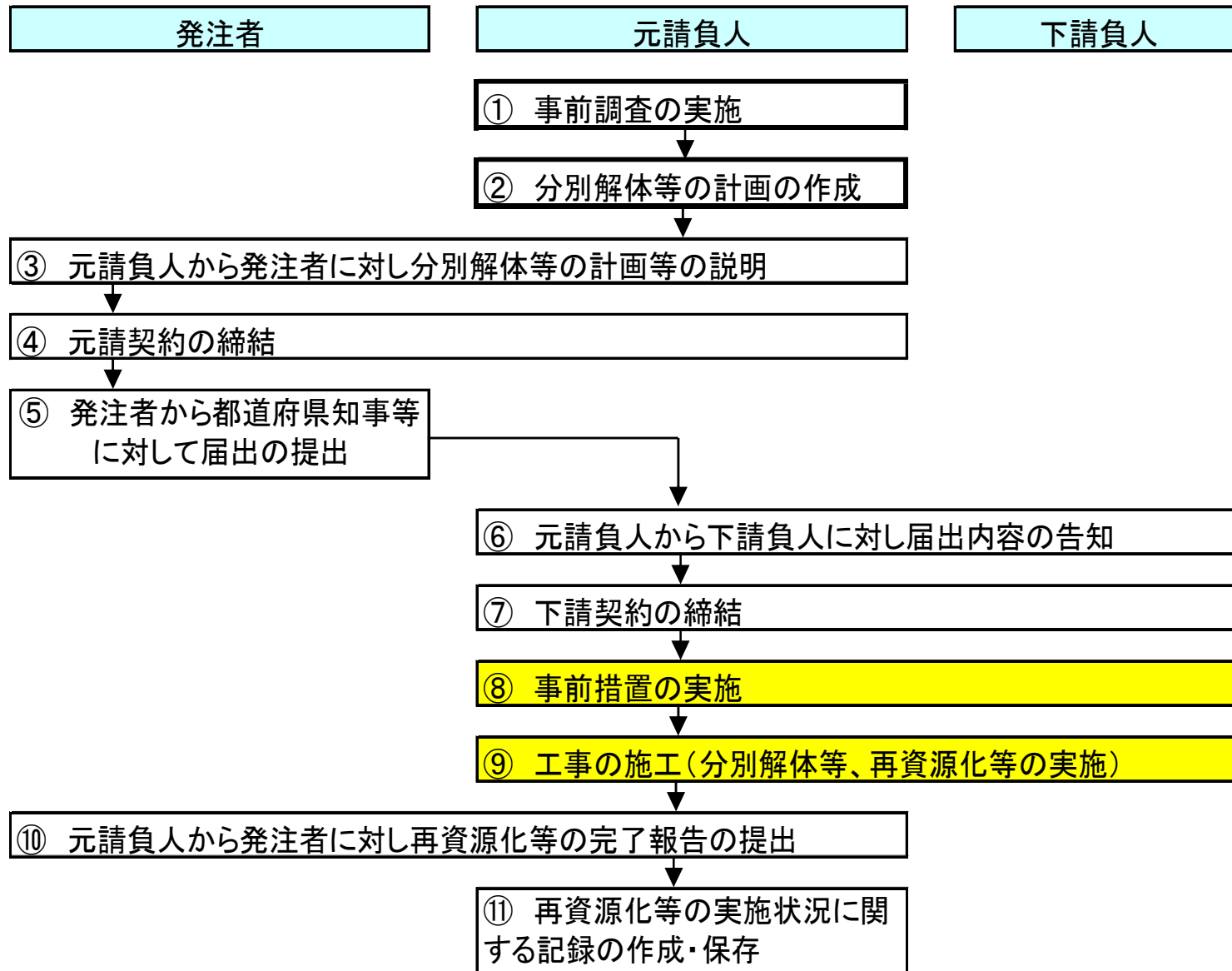
手続きの流れ



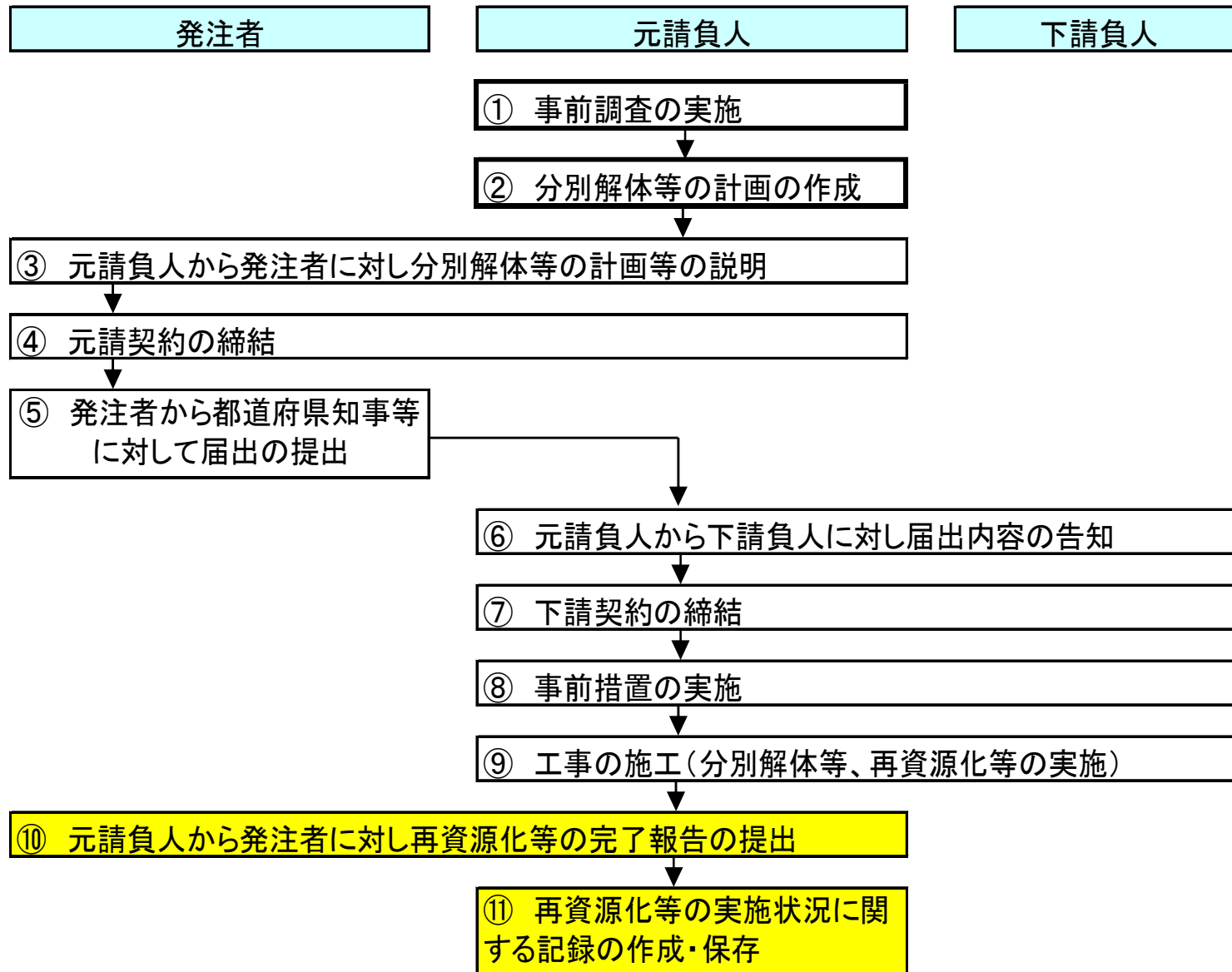
手続きの流れ



手続きの流れ



手続きの流れ



①事前調査の実施、②分別解体等の計画の作成

(法第9条第2項及び施行規則第2条) 分別解体等に係る施工方法に関する基準



(調査する事項)

- ・ 対象建設工事に係る**建築物等及びその周辺の状況**
- ・ **作業を行う場所**
- ・ 特定建設資材廃棄物その他の**搬出の経路**
- ・ **残存物品の有無**
- ・ **吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したものの有無**その他対象建築物等に関する調査
- ・ **業務用フロンの有無**

(計画の作成)

- ・ 上記の調査に基づき、**分別解体等の計画を作成**

①事前調査の実施

残存物品の有無についての調査

残存物品 ○特定家庭用機器 （エアコン、 テレビ、冷蔵庫、 冷凍庫、洗濯機）	確認方法 ・ 什器、備品等（固定されていないもの） ・ エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機（家電リサイクル法の特定家庭用機器） ・ パソコン等
	主な措置内容 ＜事前措置＞ ・ 建築物内の残存物品調査を行い、残存物品がある場合、発注者に撤去を要請し、着手前に確認する。 ＜処理時＞ ・ 家庭から生じる残存物品は一般廃棄物、企業から生じる残存物品は一般廃棄物（木造家具等）と産業廃棄物（金属製家具等）として処分。 ・ 特定家庭用機器は、家電リサイクル法によりメーカーリサイクル ・ パソコンは資源有効利用促進法によりメーカーリサイクル

※ 建設リサイクル届の分別解体等の計画等の事前措置にて、残存物品欄に記載し、必要な措置（家電リサイクル法により処理）を記載してください。

①事前調査の実施

有害物質等の確認方法・適用される法令と主な規制内容及び主な措置内容等

フロン (冷凍機・空調機) ○ターボ冷凍機等	確認方法 ・ 特定フロン（オゾン層の破壊大・温室効果大） CFC11、12、113、114等（2009年全廃） ・ 特定フロン（オゾン層の破壊小・温室効果大） HCFC22、123等（2020年全廃） ・ 代替フロン（オゾン層の破壊無・温室効果大） HFC134a、152a、143a、32等（削減取組み中）
	適用される主な規制内容 フロン排出抑制法、家電リサイクル法、高圧ガス保安法 （参考法令：オゾン層保護法、地球温暖化対策法）
	主な措置内容 業務用エアコン・冷凍冷蔵機器： フロン排出抑制法により都道府県知事登録充填回収業者が回収 家庭用エアコン：家電リサイクル法により処理 フロン種別毎に国の許可業者による破壊処理

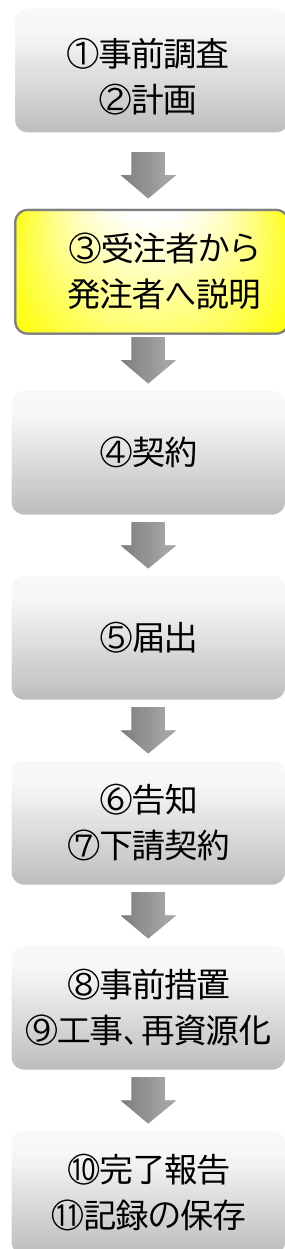
※業務用エアコン・冷凍冷蔵機器については令和3年度から建設リサイクル届出の
分別解体等の計画等に記載欄が追加されました。

①事前調査の実施

有害物質等の確認方法・適用される法令と主な規制内容及び主な措置内容等

クロム、銅、 砒素化合物 CCA処理木材 ○土台・大引き等	確認方法 ・土台・大引き等に使されている (土台から上 1 mの範囲) ・地域によっては他にも使用 (1960年代後半～1990年代迄使用)
	主な措置内容 CCA 処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCA（クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤）が注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA 処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要があります。

③元請負人から発注者への説明 (法第12条第1項)



契約前に発注者に対して文書で説明を行なう必要がある。

(説明しなければならない事項)

- ・ 工事着手の時期及び工事の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合は、解体する建築物等の構造、解体する建築物等に用いられた建築資材の量の見込み
- ・ 新築工事等である場合は、使用する特定建設資材の種類

④契約（発注者と元請負人）

（法第13条第1項及び分別解体等省令第4条）



建設業法第19条第1項に定めるもののほか、分別解体の方法等書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

（対象建設工事の請負契約に記載すべき事項）

- ・ 分別解体等の方法
- ・ 解体工事に要する費用
- ・ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要する費用

⑤都道府県知事等への届出 (法第10条)



工事に着手する日の**7日前までに**届け出なければならない。

(注意事項)

- ・ 届出先は対象建設工事を施工する場所により異なる。
建築主事を置く市は、当該市長へ届出を行う。
- ・ 対象建設工事の施工範囲が複数の届出先に跨るときは、**全ての**届出先に届出する。
- ・ 工事着手とは、実際に現場で新築・解体等の工事
(仮設工事を含む) を始める日

※公共工事は届出ではなく11条の通知の提出が必要

⑤都道府県知事等への届出 (市長へ届出する工事場所)

大阪市	06-6208-9291	豊中市	06-6858-2429
堺市	072-228-7936	東大阪市	06-4309-3240
吹田市	06-6384-1994	高槻市	072-674-7567
守口市	06-6992-1696	枚方市	072-841-1221
八尾市	072-924-3878	寝屋川市	072-824-1181
茨木市	072-620-0105	岸和田市	072-423-9571
箕面市	072-724-6743	門真市	06-6902-6341
池田市	072-754-6339	和泉市	0725-99-8142
羽曳野市	072-947-3718		

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi_shinsa/recycle_index/madoguchi.html

⑤都道府県知事等への届出 (大阪府知事へ届出する工事場所)

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課

開発許可グループ（建設リサイクル担当）

住所 〒559-8555

大阪市住之江区南港北一丁目14-16 大阪府咲洲庁舎27階

Tel 06-6941-0351 (内線) 3092

Fax 06-6210-9728

※前ページ以外の市町村とは

- ・能勢町 ・豊能町 ・島本町 ・摂津市 ・交野市 ・四條畷市 ・大東市 ・松原市
- ・藤井寺市 ・柏原市 ・太子町 ・大阪狭山市 ・富田林市 ・河南町 ・千早赤阪村
- ・河内長野市 ・高石市 ・泉大津市 ・忠岡町 ・貝塚市 ・熊取町 ・泉佐野市
- ・田尻町 ・泉南市 ・阪南市 ・岬町

⑥元請負人から下請負人への告知（法第12条第2項）

⑦下請契約の締結（法第13条第1項及び分別解体等省令第4条）

①事前調査
②計画



③受注者から
発注者へ説明



④契約



⑤届出



⑥告知
⑦下請契約



⑧事前措置
⑨工事、再資源化



⑩完了報告
⑪記録の保存

（告知）

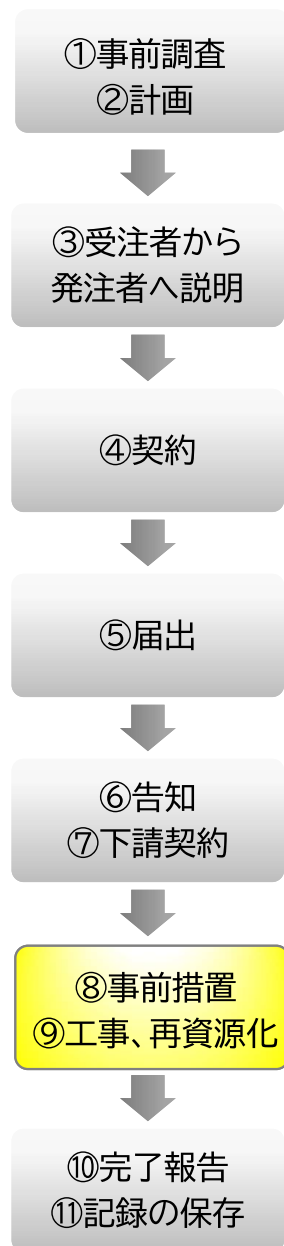
⇒「③元請負人から発注者へ説明しなければならない事項」
の内容と同じ

（契約）

⇒「④契約（発注者と元請負人）」の記載内容と同じ

⑧事前措置の実施

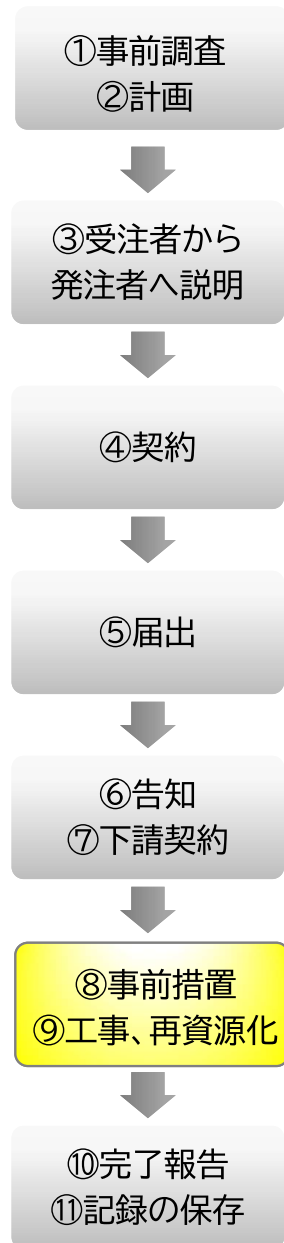
(施行規則第2条(分別解体等に係る施工方法に関する基準))



分別解体の計画に基づき行う。

- ・ **作業場所及び搬出経路の確保**
- ・ **残存物品の搬出の確認**
- ・ **石綿等の付着物の除去その他の工事着手前において、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置**

⑨工事の施工（建築物に係る解体工事）・再資源化の実施 （施行規則第2条（分別解体等に係る施工方法に関する基準）・法16条）



（工事の施工）

建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。

- ①建築設備、内装材等の取り外し
- ②屋根ふき材の取り外し
- ③外装材並びに上部構造の解体
- ④基礎及び基礎ぐいの取り壊し

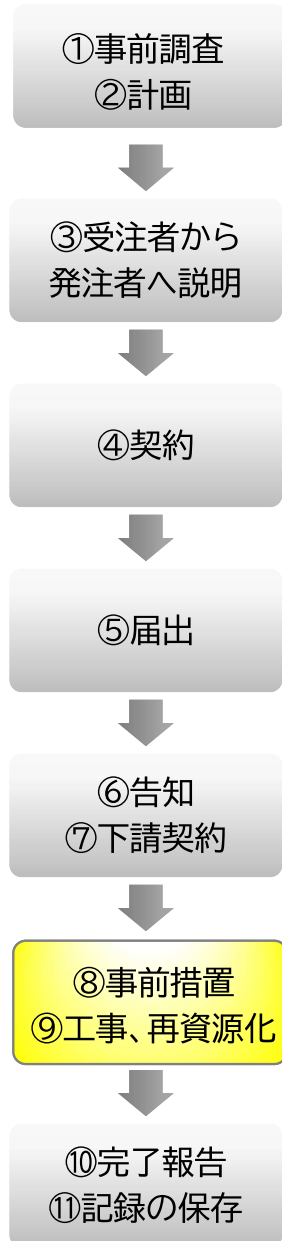
ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りではない。

（再資源化）

分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。

⑨工事の施工（建築物以外のもの）・再資源化の実施

（施行規則第2条（分別解体等に係る施工方法に関する基準） ・ 法16条）



（工事の施工）

建築物以外のもの（以下「工作物」という。）
に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に
従わなければならない。

- ①さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- ②工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- ③基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りではない。

（再資源化）

分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、
再資源化をしなければならない。

⑩再資源化等が完了したときの発注者への報告

(法第18条第1項、施行規則第5条)



対象建設工事の元請負人は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を保存し、これを保存しなければならない。

(報告する事項)

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

大阪府様式等について

[トップページ](#) > [住まい・まちづくり](#) > [まちづくり](#) > 建設リサイクル - まぜればゴミ わければ資源 -

建設リサイクル - まぜ

- [令和7年度建設リサイクル法説明会を開催](#)
- [お知らせ](#)
- [建設リサイクル法に基づく届出等の電子化](#)
- [令和6年度建設リサイクル法説明会を開催](#)
- [建設リサイクル-まぜればゴミ わければ資源](#)
- [解体工事業の登録に関すること](#)
- [パトロール](#)
- [窓口案内](#)
- [分別解体と届出](#)
- [質疑応答集](#)
- [届出等様式一式](#)
- [鉄塔や電柱、携帯電話基地局のアンテナ等を解体又は維持・修繕する際の、建設リサイクル法上の取扱いと留意事項について](#)
- [建設廃棄物の現状](#)
- [建設リサイクル法の概要](#)
- [建設リサイクル法の具体的な手続きの流れ](#)
- [罰則等](#)
- [法令等](#)

説明書

要領様式第1号 (法第12条、要領第2関係)

契約書

要領様式第3～5号 (法第13条、要領第4関係)

告知書

要領様式第2号 (法第12条、要領第3関係)

再資源化完了報告書

要領様式第6号 (法第18条、要領第5関係)

(4) 分別解体等工事の留意点

技術管理者による施工の管理

主任技術者
(監理技術者)

(建設業法第26条)

又は

技術管理者

(建設リサイクル法第32条)



標識の掲示

(建設業法第40条)
(建設リサイクル法第33条)

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
監理主任	技術者の氏名		無
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業		解体工事業	
許可番号		大阪府知事許可()第 号	
許可年月日			



解体工事の施工の基本手順

1 建築設備、内装材、建具等の取り外し

・手作業で実施（施行規則第2条第7項）



内装材の取り外し



建具の取り外し

解体工事の施工の基本手順

2 屋根ふき材の取り外し

・手作業で実施（施行規則第2条第7項）



屋根ふき材の取り外し

解体工事の施工の基本手順

3 外装材・上部構造の解体

- ・手作業または手作業と機械作業の併用で実施



外装材の取り壊し



上部構造部分の取り壊し

解体工事の施工の基本手順

4 基礎の解体

- ・手作業または手作業と機械作業の併用で実施



基礎の取り壊し

分別解体等・再資源化等の実施



コンクリート塊の分別



建設発生木材の搬出

(5) 罰則規定

罰則

	内容	罰則（～以下）	罰則条項
分別解体等の実施	対象建設工事の届出	20万円	51条1号
	対象建設工事の変更の届出	20万円	
	対象建設工事の届出等に関する変更命令	30万円	50条1号
	分別解体等義務の実施命令	50万円	49条
再資源化等の実施	発注者への報告の記録	※10万円	53条1号
	再資源化等義務の実施命令	50万円	49条
解体工事業	登録	拘禁刑1年・50万円	48条1号
	登録更新	拘禁刑1年・50万円	
	変更の届出	30万円	50条2号
	廃業等の届出	※10万円	53条2号

※

は、過料

罰則

	内容	罰則（～以下）	罰則条項
解体工事業	登録の取り消し等の場合 における解体工事の措置	20万円	51条2号
	技術管理者の設置	20万円	51条3号
	標識の掲示	※10万円	53条3号
	帳簿	※10万円	53条4号
	事業停止命令	懲役1年・50万円	48条3号
	報告の徴収	20万円	51条4号
	立入検査	20万円	51条5号
雑則	報告の徴収	20万円	51条4号
	立入検査	20万円	51条6号

※ は、過料

2. お知らせ及び留意点



(1) 大阪府における届出等の電子 申請について

**※本日は民間工事の届出について説明します
公共工事は届出ではなく11条の通知の提出が必要です。**

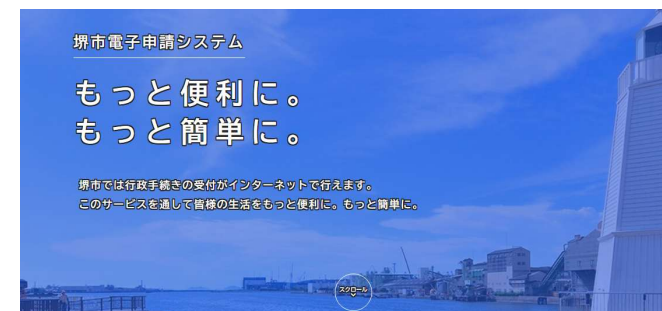
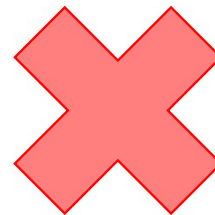
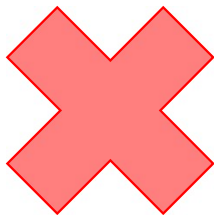
届出等の電子申請について

大阪「府」行政オンラインシステムを利用します



大阪府行政オンラインシステム

大阪市（左下）や堺市（右下）も同様のサービスですので、間違いないようご注意ください。



電子申請時の届出日の考え方

電子申請日が届出日です。
平日時間外や土日祝も含めて**24時間届出可能**です。

(参考)

※大阪府行政オンラインシステムのメンテナンスによるサービス停止時を除く

1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8
金	土	日	月	火	水	木	金	土
8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	
	電子 申請日							着工

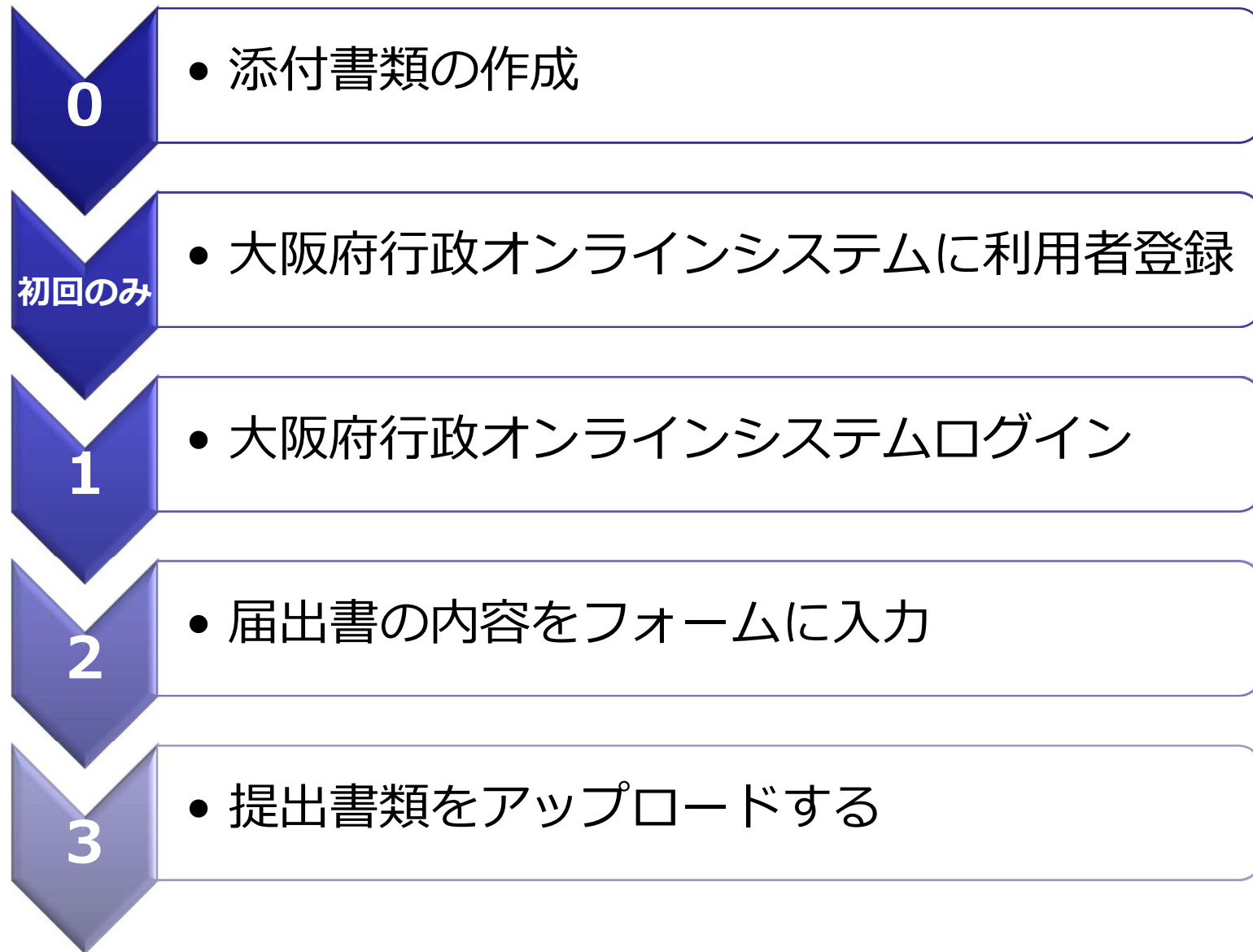
2/1に電子申請した場合、
2/8から工事着手可能

※窓口の場合、届出日は開庁日となります。

○電子申請対象の工事場所（大阪府知事へ届出する工事場所）

能勢町・豊能町・島本町・摂津市・交野市・四條畷市・大東市・
松原市・藤井寺市・柏原市・太子町・大阪狭山市・富田林市・
河南町・千早赤阪村・河内長野市・高石市・泉大津市・忠岡町・
貝塚市・熊取町・泉佐野市・田尻町・泉南市・阪南市・岬町

届出等の電子申請方法について



https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi_shinsa/recycle_index/online.html

届出に必要な様式等について

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi_shinsa/recycle_index/todokede.html

キーワードから探す



キーワード検索

建設リサイクル 様式

検索

防災・緊急情報

分類から探す

目的から探す

組織から探す

キーワードから
探す

[トップページ](#) > [住まい・まちづくり](#) > [まちづくり](#) > [建設リサイクル - まぜればゴミ なければ資源 -](#) > [届出等様式一覧](#) > 様式一覧（届出）



更新日：2025年7月7日 ページID：21085

様式一覧（届出）

届出に必要な書類

※大阪府以外の特定行政庁に提出する場合は、その特定行政庁が指定する様式をご使用ください。

令和7年1月27日から、届出に添付する別表（分別解体等の計画等）の様式を、特定建設資材資材に係る分別解体等に関する省令第2条第2項に基づく別表様式に変更します。

※ 建築物の解体工事の届出に必要な書類

1 届出書（様式第1号）、2 分別解体等の計画等（別表1）、3 付近見取り図、4 写真（建物外観がよく分かるもの）、5 工程表、6 委任状（代理者が届出を行う場合のみ）

※ 建築物の新築又は増築工事の届出に必要な書類

1 届出書（様式第1号）、2 分別解体等の計画等（別表2）、3 付近見取り図、4 設計図（立面図等）、5 工程表、6 委任状（代理者が届出を行う場合のみ）

※ 建築物の修繕・模様替え工事等の届出に必要な書類

1 届出書（様式第1号）、2 分別解体等の計画等（別表2）、3 付近見取り図、4 設計図（工事の概要がわかるもの）、5 工程表、6 委任状（代理者が届出を行う場合のみ）

※ 建築物以外の解体工事又は新築工事等の届出に必要な書類

1 届出書（様式第1号）、2 分別解体等の計画等（別表3）、3 付近見取り図、4 設計図（工事の概要がわかるもの）、5 工程表、6 委任状（代理者が届出を行う場合のみ）

分別解体等の計画等（別表1～3）の記入方法

2 別表（分別解体等の計画等）		
(別表1) 建築物の解体工事	電子申請の際は必ず府指定の下記エクセルにて提出してください	別表1記入例（住宅）（PDF：235KB）
	別表1（エクセル：65KB）	別表1記入例（工場）（PDF：248KB）
	別表1（PDF：151KB）	
(別表2) 建築物の新築・増築・修繕・模様替え工事等	電子申請の際は必ず府指定の下記エクセルにて提出してください	別表2記入例（PDF：243KB）
	別表2（エクセル：60KB）	
	別表2（PDF：104KB）	
(別表3) 建築物以外の解体工事または新築工事等	電子申請の際は必ず府指定の下記エクセルにて提出してください	別表3記入例（PDF：243KB）
	別表3（エクセル：74KB）	
	別表3（PDF：106KB）	

記入ミスを削減するため、別表1～3エクセル様式を作成しています

別表1エクセル様式

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA
1	別表1																										
2																											
3																											
4																											
5																											
6																											
7																											
8																											
9																											
10																											
11																											
12																											
13																											
14																											
15																											
16																											
17																											
18																											
19																											
20																											
21																											

黄色の部分が全て無くなるまで入力してください。

黄色部分が残ったまま提出すると、後日修正作業が必要です。

届出の電子申請方法について

[トップページ](#) > [住まい・まちづくり](#) > [まちづくり](#) > [建設リサイクル](#) - まぜればゴミわけば資源 - > 建設リサイクル法に基づく届出等の電子申請及び別表様式の変更について

 印刷 更新日：2025年7月7日 ページID：96717

建設リサイクル法に基づく届出等の電子申請及び別表様式の変更について

本府では、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく届出等について、電子申請での受付を令和7年1月27日午前9時より開始いたします。

また、電子申請の開始に合わせて、分別解体等の計画等（別表1～3）の様式を、省令第2条第2項に基づく別記様式第1号（別表1～3）へ変更いたします。

電子申請の対象

- ・ 建設リサイクル法第10条第1項に基づく届出
- ・ 建設リサイクル法第10条第2項に基づく変更届出
- ・ 建設リサイクル法第11条に基づく通知

対象建設工事の詳細については、[分別解体と届出ページ](#)をご覧ください。

「届出の電子申請はこちら」をクリック

届出の電子申請方法（民間工事）

- ・ [届出の電子申請はこちら](#) （外部サイトへリンク）

- ・ 事前に大阪府行政オンラインシステム利用者登録、GビズIDまたはmydoorOsaka IDのいずれかが必要となります。
- ・ 申請手順等については、以下の建設リサイクル法に基づく届出等に関する電子申請マニュアルをご覧ください。

[申請マニュアル](#)

[修正・申請後のマニュアル](#)

申請手順はマニュアルを確認

- ・ 電子申請では、分別解体等の計画等（別表1～3）は府の指定様式（Excelのみ）しか使用できませんので、ご注意ください。

大阪府行政オンラインシステムへの 利用者登録・ログイン

内容詳細

建設リサイクル法に基づく届出

概要

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）第10条第1項に基づく届出に関する電子申請です。

制度

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）では、特定建設資材（コンクリート、木材、アスファルト・コンクリート等）について、分別解体等及び再資源化等を促進するため、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が基準以上のもの（対象建設工事）の受注者又は請負契約によらないで自ら施工する者は、工事に着手する日の7日前までに届出するとともに、分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。

詳細は下記のHPをご確認ください。

[大阪府建設リサイクル法ホームページ](#)

届出対象建設工事

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で、次の規模の工事が対象となります。

メールによるお問い合わせ：☐

電話番号：0662109722

[よくある質問はこちらからご確認ください](#)

次へ進む >

あとで申請する

< 一覧に戻る

一番下までスクロールして「次へ進む」をクリックしてください

初回は新規登録が必要です。
（個人ではなく**事業者として会社名で登録**をおすすめします。）

利用者ID（メールアドレス） **必須**

パスワード **必須**

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[利用者の新規登録はこちら](#)

他のアカウントでログイン

GbizIDでログイン

 my door OSAKAでログイン

GbizIDをお持ちの場合は
GbizIDでログインできます

届出書の内容をフォームに入力

 申請内容の入力

1

2

3

申請内容の入力 申請内容の確認 申請の完了

過去申請を使用する

(1 / 4ページ)

建設リサイクル法に基づく届出

10条届出の申請

入力マニュアルはこちら [🔗](#)(入力マニュアル5ページ～参照)

修正マニュアルはこちら [🔗](#)(修正マニュアル32ページ参照)

届出書様式はこちら [🔗](#)

このシステムから一定時間操作せずにいると入力途中で消えてしまいます。離れる際はページ下の「保存してあとで申請する」を押して、データを保存してください。保存したデータは、マイページ→利用者ページ→保存した手続き一覧から確認できます。

※一度申請をして、【差戻】となった申請の【修正はこちら】 [🔗](#)

「申請内容を確認してください」をクリックし、ページ下の「申請内容を修正する」ボタンをクリック

ページ上部では、入力マニュアルや届出に必要な様式を確認できます。

一度提出し、大阪府から**修正指示があった場合の再申請**はこちらを選択

間違いが多い箇所

入力必須の欄は必ず入力してください

届出者情報 必須

・工事の元請業者・下請業者・設計事務所・ハウスメーカー等が発注者に代わって本届出を行う際は、「代理者」を選択してください。
※自主施工とは請負契約によらず自ら工事を行う場合（例：自社所有の建物を自社で解体/新築する等）を指します。
・代理者が届出する場合は、「委任状」の添付が必要となりますのでご注意ください。

選択解除

☐ 発注者又は自主施工者
☐ 代理者（工事の元請や下請等が届出する場合はこちらを選択）

工事の元請や下請け、設計会社、ハウスメーカー等
工事の発注者の代理で提出する場合は、
「代理者」を選択してください。

請負・自主施工の別 必須

工事を第三者から請負う場合は「請負」を選択してください。
自主施工者：請負契約によらないで自ら施行する者（自社物件を自社で解体する場合等）

選択解除

☐ 請負
☐ 自主施工

「自主施工」とは自社の建築物を請負契約によらず
自ら新築・解体することを指します。
第三者から請け負う工事は「請負」を選択

提出書類をアップロードする

別表1（添付書類）

必須

※「分別解体等の計画等（別表1）」を添付してください。
※指定のExcelファイルの様式を必ず添付してください。
※別の様式を添付された場合は差戻しまたは再申請となりますのでご注意ください。

アップロードするファイルを選択

別表1～3は府Excel指定様式を
Excelのままアップロードする

要領様式第7号（要領第11関係）

作成例

委任状

代理者名は必ず**会社名と担当者のフルネーム**両方を記入すること

① 記入が無い場合、窓口での追記や電子申請での修正手続きが必要になります

私は都合により **〇〇建設 △△△△** を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条に基づく届出その他の手続きを委任し
ます。

記

1. 工事の名称 ☐住宅解体工事

2. 工事の場所 ☐市〇〇2丁目1-1 **可能な限り住所表記で記入すること**

3. 代理者の住所・連絡先

①住所 ☐市△△△1丁目1-1 ☐ビル

②連絡先（昼間の連絡先）

☐自宅・勤務先・携帯 電話番号 ☐〇-☐〇〇〇〇 - ☐〇〇〇〇

会社名（勤務先の場合） ☐〇〇建設

所属等（勤務先の場合） ☐〇〇支店 工務部

令和〇年 〇月 〇日 **日付入力漏れに注意**

住所 ☐市△△△1丁目1-1 ☐ビル

③ 発注者が法人の場合は**会社名と代表者のフルネーム**も必ず記入

氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

※本件の代理者が行政書士でないときは、建築物の新築、増築、修繕若しくは模様替に関する
手続きを行う建築士でないときは、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する
書類を作成することは、行政書士法により禁じられていますのでご注意ください。

大阪府行政オンライン
システムのアカウント
名と委任状の代理者名
が一致しないと受付で
きません。

アカウント情報

A社

委任状の代理者

B社

解体太郎

一致しない
場合
受付不可

①代理者の法人名と個人名
②日付（届出日以前の日）
③発注者の法人名と代表者名
①～③を必ず記載
記載漏れがあると修正が必要

申請後の修正と受付完了後

申請履歴一覧

「マイページ」 > 「利用者メニュー」 > 「申請履歴一覧・検索」をクリック

条件を指定して検索

申込番号

手続き名

申請日

2024 年 6 月 から

申請履歴一覧

該当件数 17 件

申込番号: 52957309

2024年12月

申請内容を修正してください

建設リサイクル法に基づく届出(試運転)

申込番号: 32933010

2024年12月

手続きが完了しました

建設リサイクル法に基づく届出(試運転)

修正

差戻し理由を確認し、ページ下の「申請内容を修正する」ボタンより修正してください

※修正が完了するまで届出は受理されません。
速やかに修正してください。

完了

ページ上 交付物一覧の「受領証」とページ下「申請内容のPDFをダウンロードする」ボタンから日付と番号が入った届出書をダウンロードします。

申請状況

手続きが完了しました

交付物一覧

ダウンロードできる交付物

2026年2月16日までダウンロード可能です

・ 受領証(建設リサイクル法に基づく届出) (1通) [PDF形式: 122.8KB]

申請内容のPDFをダウンロードする

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	
許可年月日	

届出済証貼付位置

受領証右下の「届出済証」を工事現場の建設業の許可票等に貼付

(2) 届出記載上の留意点

分別解体等の計画等の記入の留意点

建築物の構造		本工事	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	通学路がある場合の措置 通学時間を避ける 交通誘導員を配置する などの対策が必要です。	
	周辺状況		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他()	通学時間を避ける
	残存物品	☒ 有(エアコン) ☐ 無	工事着手前までに施主にて処分

残存物品がある場合の措置

工事着手前までに施主にて処分が必要です。

分別解体等の計画等の記入の留意点

		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所		
	搬出経路		
	残存物品	☐ 有 () ☐ 無	
	特定建設資材への付着物	☐ 有 () ☐ 無	
	他法令関係	☒ 有 特定建設資材への付着 (☐ 有 ☒ 無) ☐ 無	適正処理の実施 近隣対策及び諸官庁届出済
	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿別)		
	フロン (フロン排出抑制法)	☒ 有 (業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☐ 無	フロン類回収済 工事着手前にフロン類回収手配済
	その他		

該当する石綿の部分について☑してください。

処理方法を必ず記入。

石綿
フロン

フロン有無どちらかにチェックし措置欄に対策を記載ください。

分別解体等の計画等の記入の留意点

⑤その他 (外構)		その他の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☒ その他(1→3→4→5) その他の場合の理由(陸屋根の為)	
		における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し 不可 合の理由()	
		トン	
発生見込量	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
	ート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☒ ⑤
	☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
	☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

「その他」については
外構がある場合等に
使用してください。

外構でコンクリート使用がある
(土間、CB塀) 場合はチェック

分別解体等の計画等の記入の留意点

⑤その他 ()	その他の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序	☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他()その他の場合の理由()		
☐ 内装材に木材が含まれる場合	①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	60 トン		
廃棄物発生 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量 の見込み及びその発生が見込まれる 建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
	☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☒ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
	☐ アスファルト・コンクリート塊		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤

**特定建設資材と
その他の建設廃棄物を含めた
全廃棄物量を記載します。**

**モルタル、ALC
パネルは
コンクリートに
含みません**

**その他の建設廃棄物
(鉄材・瓦・ガラス・石膏ボード等)**

大阪府 建設リサイクルホームページ

大阪府 建設リサイクルホームページのアドレス

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sumai/machizukuri/kensetsurecyclehou/index.html>

大阪府 建設リサイクル法の電子申請のホームページのアドレス

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi_shinsa/recycle_index/online.html

参考文献：建設リサイクル法に関する事務処理の手引（案）